

「MID-NETにおけるリアルタイムマッピング処理に係る業務」

に係る参加要項

第1条 「MID-NETにおけるリアルタイムマッピング処理に係る業務」に参加を希望する者は、下記3に掲げる提出書類及び部数を下記5に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載に当たっては、下記4に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことは出来ない。

第4条 本公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、PMDA選定委員による審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅延なく参加者に対して通知する。

第6条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

件名：MID-NETにおけるリアルタイムマッピング処理に係る業務

2. 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3. 提出書類・部数

企画提案書：

次の1)から5)に掲げる内容について作成し、紙媒体14部（法人名入り：正副2部、法人名無し：12部）及び電子媒体（CD-R等）1部（法人名入りと法人名無しの両者が区別できるように格納しておくこと）にて提出すること。電子媒体に保存する形式等については、入札仕様書の別添「9. 成果物の作成条件」に準じること。なお、企画提案書は、技術点の評価基準である次の1)～5)に関する事項を中心に作成すること。6)は、各項目への該当の有無を示した文書（該当する項目については、それを証明す

る文書の写し等も添付)を企画提案書とは別に作成することとし、企画提案書には含めないこと。企画提案書には、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等の事業者が特定できる情報を一切記載せず、提出者が特定できないよう最大限の配慮を行うこと。

- 1) 本業務について、MID-NET の概要、運営及び仕組み、システムの特性や課題についての参加者の理解、医療情報データベースに関するシステム開発の実績【事業理解・実績】
- 2) 本入札仕様書の理解に基づく適切な実施計画、現在の問題点やそこから導き出される課題についての参加者の理解に基づく現実的な解決方針、プロジェクト管理手法、リアルタイムマッピング処理導入時の安定したシステム運用等に配慮された提案【案件理解・提案内容】
- 3) 本業務遂行のための知識及び対応能力【業務の遂行能力】
- 4) 本業務実施の際の人員・体制及びプロジェクト管理能力、情報セキュリティを確保するための体制【管理能力】
- 5) ワーク・ライフ・バランスの推進への取り組み【ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標】

4. 留意事項

提出された書類に対する経費の支出は一切行わない。また、提出書類は返却しない。提出書類は営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、非公開とする。

5. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

企画提案書：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル13階
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医療情報活用部
電話：03-3506-9473

入札書：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル19階
独立行政法人医薬品医療機器総合機構
財務管理部 契約課 契約第一係
電話：03-3506-9428

(2) 提出期日

企画提案書：令和5年7月31日(月)17時(必着)
入札書：令和5年8月4日(金)17時(必着)

(3) 提出方法

直接提出

郵送での提出も可とするが、提出期限までに到達しなかった申込書は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

(4) 選 定

提出書類に基づいて審査を行い、質疑等を行った上で、下記6及び下記7の評価基準に基づき選定する。提案書による説明として、プレゼンテーションを1者あたり20分程度、質疑応答を20分程度実施するものとする。

価格点及び技術点の合算による総合評価落札方式により、最も点数の高かった事業者を選定する。

6. 評価点の算出方法

総合評価点＝価格点＋技術点

◇価格点と技術点の配分

価格点の配分：技術点の配分＝1：3とする

◇価格点の評価方法

価格点＝価格点の満点×（1－入札価格／予定価格）とする。

7. 技術点の評価基準

技術点に係る各評価項目に対する配点は、別紙「技術点評価基準書」を参照すること。技術点の合計最高点は1200点とする。これに価格点（400点満点）を加算し、トータルで最高点を得た事業者を落札者とする。

8. プレゼンテーション及び入札の手順

- (1) 価格入札を実施する。その結果、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、その後の企画案プレゼンテーションに進めないものとする。ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。
- (2) 価格入札で入札価格が予定価格の範囲内であった参加者は、企画提案書に基づき、技術点の評価基準による評価を受けやすいようプレゼンテーションを行う。
- (3) 参加者はPMDA選定委員から質疑を受ける。
- (4) 選定委員は、上記（2）及び（3）の結果を審議する。
- (5) 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。
- (6) 各参加者から提出された入札価格とPMDA算定の予定価格により、各参加者の価格点を決定する。
- (7) 上記（5）及び（6）の合計点を算出し、最高点を得た参加者を落札者とし、契約を行う。結果については、速やかにプレゼンテーションの参加者全員に通知する。
- (8) 最高点を得た者が、著しく低い価格にて入札した場合には、PMDAが調査を実施し、契約履行ができないと認められる場合には、その者との契約を結ぶことはせず、次点の者と契約を結ぶこととする。また、次点の者についても同様とする。

9. 一般競争入札(総合評価落札方式)の手続の全体フロー

- | | | |
|-----|--------------|--------------|
| (ア) | 入札公告 | 令和5年6月19日(月) |
| | ↓ | |
| (イ) | 企画提案書提出 | 令和5年7月31日(月) |
| | ↓ | |
| (ウ) | 入札書提出 | 令和5年8月4日(金) |
| | ↓ | |
| (エ) | 開札、プレゼンテーション | 令和5年8月7日(月) |
| | ↓ | |
| (オ) | 契約締結 | |

技術点評価基準書

必須となっている評価基準については、担当部局で判断することとして、選定するかどうかを決定する。(0点の場合、不選定とする。)
 評価項目のうち、評価基準の■印の項目の配点を合計して半分未満の点数となる場合には、選定しないものとする。
 評価項目のうち、●印については全て必須の要件とし、1つでも満たしていない項目がある場合には、総得点に関係なく選定しないものとする。

| 評価基準 | | 配点 |
|---|--|-----|
| 1. 事業理解・実績 | | 70 |
| 提案の中で、下記の項目について、説明がなされたか。 | | |
| ■ | ● ・MID-NETの概要、運営及び仕組みを理解しているか。 | 10 |
| | ● ・本業務の対象となるシステムの特性及び課題が企画提案書に記載されているか。 | 10 |
| | ● ・本業務の対象となるシステムや類似するシステムの開発実績がある等、本業務を遂行する能力があるか。 | 50 |
| 2. 案件理解・提案内容 | | 330 |
| 提案の中で、入札仕様書並びに本調達の作業内容・進め方について説明がなされたか。 | | |
| ■ | ● ・各評価基準への該当の有無について、企画提案書のどの部分に記載したかを明記した文書の作成、あるいは該当することを証明する文書の写し等の添付などにより、分かりやすく示されているか。 | 20 |
| | ● ・本業務を計画通り遂行するためのスケジュールやプロジェクト管理について、具体的な提案がなされているか。 | 30 |
| | ● ・アプリケーション開発言語として、開発者が限定されない標準的な開発言語が選定されているか。 | 30 |
| | ● ・公表情報等に基づき、現行のMID-NETシステムにおけるデータマッピング処理が抱える問題やそこから導き出される課題について理解しており、現実的な解決の方針が企画提案書に記載されているか。 | 50 |
| | ● ・本業務で用いるプロジェクト管理手法について、過去の実績等を踏まえて具体的に示されているか。 | 50 |
| | ● ・リアルタイムマッピング処理を導入した際の、安定したシステム運用について配慮された提案があるか。 | 50 |
| | ● ・利活用者が享受できるメリットに配慮された提案があるか。 | 50 |
| ● ・将来的な拡張容易性や保守のしやすさに配慮された提案があるか。 | 50 | |
| 3. 業務の遂行能力 | | 340 |
| MID-NETシステムの構築を行う能力は十分か。 | | |
| ● | ● ・病名・処方・臨床検査等の医療情報の標準化に関する知識 [*] を有していることが、具体的な根拠とともに説明されているか。 ※医療情報システムにおける相互運用性の実証事業、SS-MIX事業、HL7、本業務で用いる各種マスタやデータマッピングの考え方等 | 30 |
| | ● ・本業務に参画するプロジェクトマネージャー、リーダーについて、これまでの業務実績と共に分かりやすく記載されているか。 | 30 |
| | ● ・本業務に参画する人員について、計画通り遂行するために必要な要員数が確保されているか。 | 30 |

| | | |
|---------------------------|--|------|
| ■ | ・仮想環境プラットフォーム上に構築された仮想サーバにおけるアプリケーション開発実績があるか。 | 50 |
| | ・開発標準など、一般的な指標(PMBOK(Project Management Body of Knowledge)や共通フレーム2013等)を踏まえてシステム開発全体の品質向上を目的とした仕組みを有しているか。またはそれに類する取り組みや活動を行っているか。 | 50 |
| | ・本業務に参画するリーダーは、ヒアリングを繰り返しながら要件や仕様を決める等、委託者と十分なコミュニケーションを行った経験を有しているか。 | 50 |
| | ・本業務に参画するリーダーは、参画するメンバーを率いてシステム開発を行った十分な実績を有しているか。 | 50 |
| | ・本業務に参画するリーダーは、十分なシステム開発における上流工程(要件定義・外部設計・内部設計)の経験を有しているか。 | 50 |
| 4. 管理能力 | | 380 |
| | 人員・体制及びプロジェクト管理能力は十分か。 | |
| ● | ・情報セキュリティを確保するための体制が整備されているか。 | 30 |
| | ・本業務におけるプロジェクトマネージャーはプロジェクト管理に関する資格を取得しているか。(証明書があれば添付すること) | 50 |
| | ・情報セキュリティに関する資格を取得しているメンバーが参画しているか。(証明書があれば添付すること) | 50 |
| ■ | ・本業務におけるプロジェクトマネージャーはプロジェクト管理について十分な実績を持っているか。 | 50 |
| | ・本件を受注することで所有することになるPMDAの情報資産について、具体的な管理手法やセキュリティ対策(サプライチェーン・リスク対策も含む)が提示されているか。 | 50 |
| | ・情報セキュリティや委託契約に基づく責任や役割等について、定期的に研修を行う等、本業務に参画するメンバーの教育を図る仕組みがあるか。 | 50 |
| | ・作業内容ごとに要員の責任範囲や役割分担が明確に区分けされ、具体的かつ詳細に提案されているか。 | 50 |
| | ・各作業について、内容や負荷に応じて柔軟に対応できるような体制の提案があるか。 | 50 |
| 5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | | 80 |
| | 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) | 40 |
| | 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) | 20 |
| | 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) | 20 |
| 合計 | | 1200 |